

7 野菜指定産地制度、価格安定制度

(1) 野菜価格安定制度の概要

- 「野菜生産出荷安定法」に基づく野菜価格安定制度では、主要な野菜について、

- 出荷の安定を図るために集団産地として形成することが必要な生産地域(指定産地)を定め、生産・出荷を計画的に推進とともに、
- 著しい価格低落時には、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金を交付すること
等により、国産野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を確保することを目的としている。

野菜の種類

指定野菜(14品目)

国民の消費生活上重要な野菜

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、
はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

★ブロッコリーを指定野菜に追加予定

(令和6~7年度に特定野菜からの移行準備を進め、令和8年度事業から適用)

【指定野菜の計画生産・計画出荷の流れ】

需要及び供給の見通し
【国】
(概ね5年ごと)

需給ガイドライン
【国】
(毎年2回:冬春野菜・夏秋野菜)

供給計画
【出荷団体・生産者】
(毎年)

特定野菜(35品目)

国民の消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、
グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎくしうが、す
いか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、ににく、
ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまといも、れんこん、
しとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

指定産地等の要件

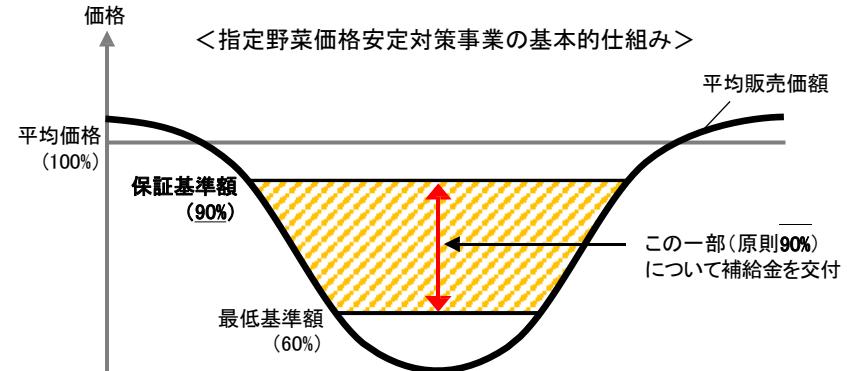
	指定産地	特定産地	
品目	指定野菜	特定野菜	指定野菜
作付面積※1	葉茎菜・根菜類 20ha以上 菜類(夏秋) 12ha以上 菜類(冬春) 8ha以上	概ね5ha以上	葉茎菜・根菜類 概ね10ha以上 果菜類 概ね5ha以上
出荷割合※1・2	2/3以上	概ね2/3以上	概ね1/2以上

※1 複数の品目で指定産地となる場合等には緩和措置がある

※2 出荷割合とは、区域内の当該野菜の総出荷数量に占める共同出荷組織及び大規模生産者(又は相当規模生産者)による出荷数量の合計の割合を指す。

価格低落時の補てん

指定野菜・特定野菜の市場価格が低落した場合に、生産者補給金を交付



	指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
対象野菜	指定野菜	特定野菜、指定野菜
産地要件	指定産地	特定産地
拠出割合 (国:都道府県:生産者)	3:1:1※2	1:1:1※3
平均価格	過去6年間の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額	平均価格の90%	平均価格の80%※4
最低基準額	平均価格の60%(標準)	平均価格の55%※4
補てん率	原則90%※5	80%

※1 拠出割合は、国:都道府県:生産者

※2 指定野菜のうち重要野菜(キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん、秋冬はくさい)にあっては国:都道府県:生産者

※3 特定野菜のうちアスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリーにあっては国:都道府県:生産者

※4 特定野菜の場合の原則

※5 産地区分に応じて70%~90%

(2)野菜指定産地一覧表(ばれいしょ)

令和7年5月8日現在

産地名	区域
道南	北海道函館市、北斗市、亀田郡、茅部郡森町、二海郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡及び瀬棚郡
上川	北海道旭川市、士別市、名寄市、富良野市、上川郡上川町、美瑛町及び劍淵町並びに空知郡上富良野町、中富良野町及び南富良野町
十勝中央	北海道帯広市、河東郡、上川郡清水町、河西郡並びに中川郡幕別町、池田町及び本別町
網走	北海道北見市、網走市、網走郡、斜里郡斜里町及び小清水町、常呂郡並びに紋別郡遠軽町及び滝上町
石狩中部	北海道江別市、千歳市、恵庭市及び北広島市
羊蹄山麓	北海道寿都郡、磯谷郡、虻田郡ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町及び俱知安町並びに岩内郡共和町
由仁	北海道夕張郡由仁町
津軽北部	青森県五所川原市及び北津軽郡中泊町
東部上北	青森県三沢市及び上北郡六戸町
北部上北	青森県上北郡野辺地町及び横浜町
とうほく天間	青森県上北郡七戸町、東北町及び六ヶ所村
山武	千葉県山武市並びに山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町
三方原	静岡県浜松市及び湖西市
三島	静岡県三島市
四日市	三重県四日市市
竹原	広島県竹原市

産地名	区域
安芸津	広島県東広島市のうち旧安芸津町の区域
上場	佐賀県唐津市及び東松浦郡
諫早	長崎県諫早市（旧多良見町の区域を除く。）及び大村市
平戸	長崎県平戸市のうち旧平戸市及び旧大島村の区域
雲仙市	長崎県雲仙市（旧国見町及び旧瑞穂町の区域を除く。）
大雲仙	長崎県南島原市のうち旧加津佐町及び旧南有馬町の区域
八代	熊本県八代市及び八代郡
天草下島	熊本県天草市のうち旧本渡市、旧五和町及び旧天草町の区域並びに天草郡
種子島	鹿児島県西之表市並びに熊毛郡中種子町及び南種子町
出水	鹿児島県出水郡
なんぐう	鹿児島県肝属郡錦江町及び南大隅町
徳之島	鹿児島県大島郡天城町
和泊	鹿児島県大島郡和泊町
知名	鹿児島県大島郡知名町

(3) 指定野菜価格安定対策事業の概要

「指定野菜の価格の著しい低落があつた場合」（野菜生産出荷安定法第10条）に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る制度。

① 仕組み

- 1) 出荷団体（農業者団体等）又は大規模生産者が、国、都道府県の補助金を加えて、農畜産業振興機構に資金を造成。
- 2) 対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、安定的な野菜の生産及び供給の確保に向けた取組状況等に応じて、その差額（平均販売価額が最低基準額を下回る場合は、保証基準額と最低基準額との差額）の70～90%を、生産者に対し生産者補給金として交付。

・保証基準額

平均価格（過去6カ年の市場価格の平均を基に算出）の90%。

・最低基準額

平均価格の60%を標準とし、50%、55%、65%、70%の特例を設定。

② 対象野菜

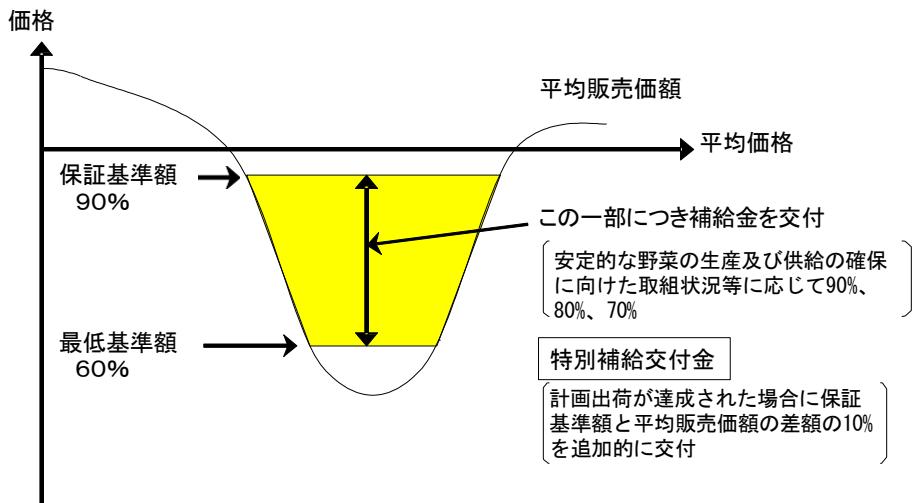
本制度の対象となる野菜は、

- 1) 野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜であり、かつ、
- 2) 出荷団体又は大規模生産者が、卸売市場に出荷したもの。

【制度の仕組み】

国60%:都道府県20%:出荷団体等20%

※国、都道府県、出荷団体等の支出により
農畜産業振興機構に資金を造成。



指定野菜（14品目）

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、
なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、
たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

(4) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の概要

指定野菜以外の野菜のうち、国民消費生活上及び地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる野菜として位置付けられる特定野菜(35品目)の価格が著しく低落した場合に、価格差補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る制度。

① 仕組み

- 1) 出荷団体(経済連等)又は相当規模生産者が、都道府県の補助金を加えて、都道府県野菜価格安定法人に資金を造成。
- 2) 対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、その差額の80% (平均販売価額が最低基準額を下回る場合は、保証基準額と最低基準額との差額の80%) を、資金を取り崩し、国の補助金を加えて、生産者に対し価格差補給金として交付。

・保証基準額

平均価格(過去6カ年の市場価格の平均を基に算出)の80%。

・最低基準額

平均価格の55%を標準とし、45%、50%、60%の特例を設定。

② 対象野菜

本制度の対象となる野菜は、

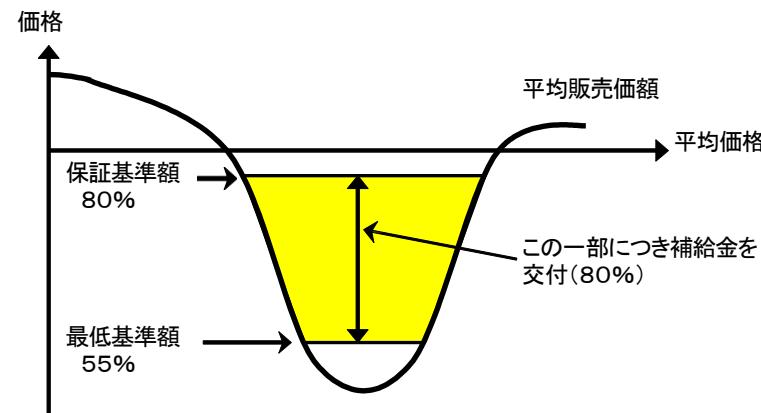
- 1) 安定的供給を確保するため知事が選定した産地で生産された特定野菜等であり、かつ、
- 2) 出荷団体又は相当規模生産者が、卸売市場に出荷したもの。

【制度の仕組み】

国1/3：都道府県1/3：出荷団体等1/3※

都道府県、出荷団体等の支出により、都道府県野菜価格 安定法人へ資金を造成。国は価格差補給金の交付の際に、農畜産業振興機構を通じて補助。

※ アスパラガス、スイートコーン、ブロッコリー及び
かぼちゃについては、国1/2：都道府県1/4：出荷団体等1/4



特定野菜(35品目)

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、
かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、
さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、
セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、
ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、
しとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、
みょうが

(5) 契約野菜安定供給事業の概要

- 出荷団体や生産者が、中間事業者や加工業者等と契約取引を行う場合のセーフティネットを措置。

契約指定野菜安定供給事業・契約特定野菜等安定供給促進事業

数量確保タイプ

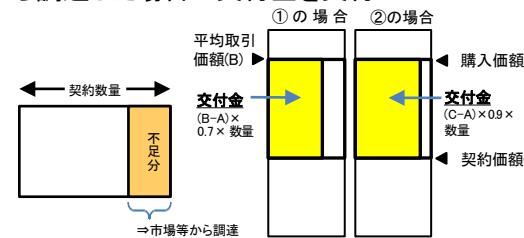
生産者が、不作による供給量不足が生じた際に、実需者との契約数量確保するために不足分を市場等から調達した場合に交付金を交付

【発動基準】

市場での平均取引価額が平均価格の130%を上回った場合

【交付額】

- ①自己の市場出荷予定品を契約取引に回した場合は、平均取引価額と契約価額との差額の70%
- ②市場等から購入した場合は、購入額と契約価額との差額の90%



出荷調整タイプ

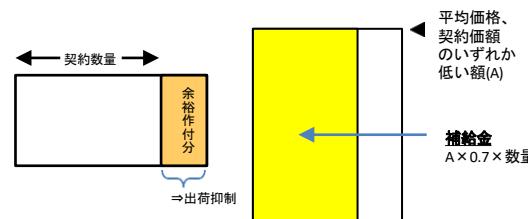
生産者が、不作による供給量不足を避けるために契約数量以上の余裕のある作付けを行い、価格低落時に余裕作付分を出荷調整した場合に補給金を交付

【発動基準】

市場での平均取引価額が平均価格の70%を下回った場合

【交付額】

出荷調整を行った数量について平均価格又は契約価額のいずれか低い方の70%



価格低落タイプ

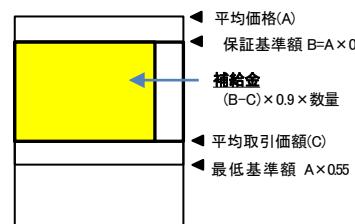
市場価格に連動して取引価格が設定される契約を締結している生産者に対し、著しい価格低落が生じた場合に補給金を交付

【発動基準】

市場での平均取引価額が保証基準額(平均価格の90%)を下回った場合

【交付額】

保証基準額と平均取引価額との差額の90%



契約野菜収入確保モデル事業

数量確保タイプ

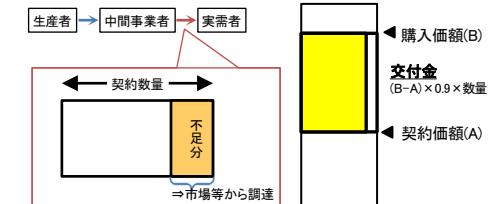
中間事業者が、不作による仕入量不足が生じた際に、実需者との契約数量を確保するために不足分を市場等から調達した場合に交付金を交付

【発動基準】

市場での平均取引価額が平均価格の130%を上回った場合

【交付額】

市場等からの購入価額と契約価額との差額の90%



出荷調整タイプ

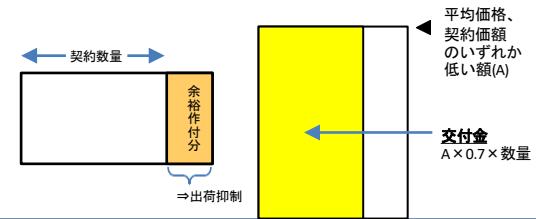
生産者が、不作による供給量不足を避けるために契約数量以上の余裕のある作付けを行い、価格低落時に余裕作付分を出荷調整した場合に交付金を交付

【発動基準】

市場での平均取引価額が平均価格の70%を下回った場合

【交付額】

出荷調整を行った数量について平均価格又は契約価額のいずれか低い方の70%



● 各事業の対象

品目	産地要件	拠出割合 国:都道府県:生産者
契約指定野菜安定供給事業	指定産地 (登録出荷団体、登録生産者)	2:1:1
契約特定野菜等安定供給促進事業	対象産地 (登録出荷団体、登録生産者)	1:1:1
契約野菜収入確保モデル事業	指定野菜(14品目)	1:0:1